

「安全センターの最近の取り組み」

I. Webサイト「消防交流広場」

- II. 消防用設備等
経年劣化等に対応した点検方法等の検討
- III. 認定・性能評定・防火水槽・評価等の認証業務
- IV. 各種講習業務
- V. 消防防災研究助成金交付事業



大阪府立国際会議場 10階
グランキューブ大阪
2018年2月23日

一般財団法人 日本消防設備安全センター
専務理事 木原 正則



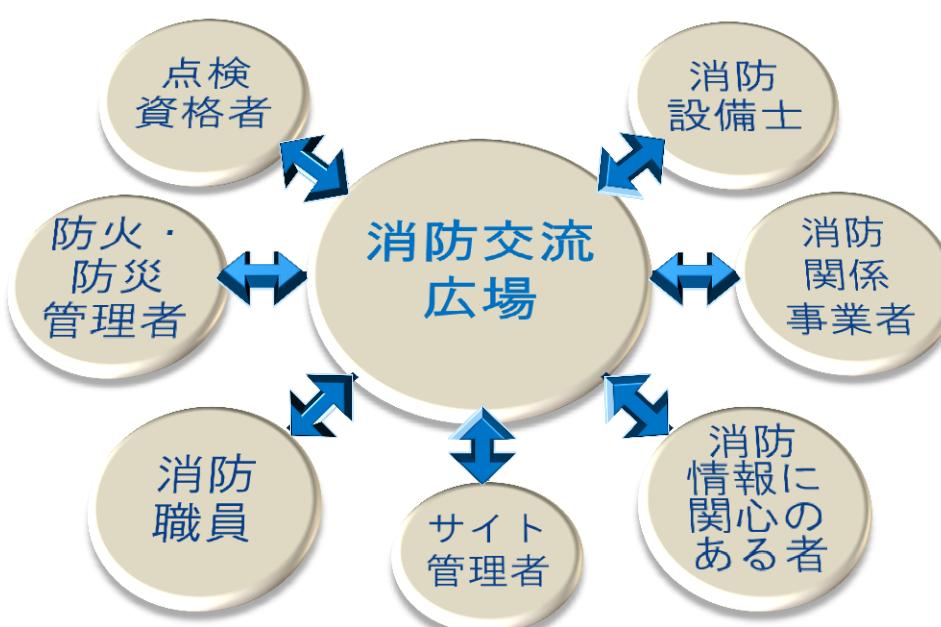
Webサイト

消防交流広場とは？



www.fesc119.net

消防関係の業務に携わる方々に対し、安全センターから有益な**情報を提供**するとともに、消防に係る**情報の共有や意見交換**が行われることを目的とした**会員制Webサイト**です。



官と民を繋ぐ架け橋



消防交流広場のイメージは？

トップページでは、各コンテンツをアイコンで表示し、最新のスレッドやニュース等を掲示しています。

トップページ（パソコンの画面）

各キャリアに対応

※ 画面の横幅に合わせ
伸縮します。

トップページ（スマートフォンの画面）

消防交流広場の会員区分＆料金体系

料金は年会費制（更新時請求書送付）

支払方法 → 有料会員は、「クレジット決済」

→ 団体会員は、「銀行振込」または「コンビニ払込」

年会費

有料会員



年会費：3,000円(税別)

団体会員



ご入会人数

年会費(税別)

1～9人の場合

3,000円×人数

10～19人の場合

2,900円×人数

20～29人の場合

2,800円×人数

30人を超える場合

2,700円×人数

※ 入会または更新時における1回の申込時の人数に応じ
料金を設定

年会費無料

無料会員



コンテンツの
一部を利用可能

→無料会員の閲覧エリア
利用可能なコンテンツ

- ◇ 様式・リーフレットDL
- ◇ 検討会報告書
- ◇ 事例研究・アンケート

一覧のみ閲覧可能なコンテンツ

- ◆ 交流掲示板
- ◆ 消防関連Q & A
- ◆ 通知
- ◆ 月刊フェスク
- ◆ 広場からのお知らせ etc.

「交流掲示板」

ハンドルネームで、消防に関する意見や情報を投稿し交流するもの



スプリンクラー、樹脂製消火器、時事的な話題等消防に関する様々な情報を交換するためのツールとして利用できます。

交流掲示板

メッセージ・意見を投稿する

ご利用にあたってよくある質問

ご利用ガイド

カテゴリー観

全てを見る

防火管理者向け

消防設備点検

消防職員向け

皆さん

カテゴリー観

本が嘘かはともですが、本当であればクリアしなければならないハードルがかなりあります。新しく登場するかもですね。

ただ消火器と言うよりも、大出力の電源が確保しやすい消火設備、ガス系や泡と代替と言った方がありえるのかなと言う気は個人的にはします。

フェスク三芳町倉庫火災記事について
投稿者: 本防災 | 投稿日: 2017/10/03 01:29:31

3票 0件 1票 3件

いいね コメントする いいね コメントする

記事読ませて貰いました。
写真や図面、時間経過等もある程度は見ました。

一つの原因是配線では無くアナログ感知器の影響の様ですね。
色々読ませて貰いましたがコンベヤが高い位置に設置されている様です。出火当初のダンボールの具体的な量、位置までは読めませんが、火災報が出力されて運動報までいってない状態で近くに運搬中のダンボールがあったのか、最悪燃えている最中に追加でダンボールが投入されたのか、火災の風でダンボール舞ったのか早期の段階でアナログ感知器が炎又は高温のガスにより焼失している気がします。
感知器が燃えて露出した線が熱風の影響でショートしたのか、電線自体が燃えたのかその辺にありそうなのかな。

対してヒューズ溶断の原因は何ともですね。
起動制御時に制御用中継器以降の回線がショートしたのか、それ以前の回線がショートしたのか。

平成28年度防災訓練実施報告書

平成28年度の講習申し込みが7月1日より開始されるようです。
<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/boukasetsubi28.html>

既に申込書の配布は始まっている様なので去年受講を逃した方がいらっしゃれば参考までに。

コメントする | 引用してコメントする | 不適切な発言として報告

不適切な発言として報告する | 不適切な発言として報告

少し引用すると、
 - 低周波を火元に浴びせて、炎の周りの空気をかき乱すことによって酸素の供給を断つ仕組み
 - 機材の重量は約9kg、予算は600ドルほど。重低音が空気の流れを動かし、反応が盛んに起きている境界層を薄くすることで燃焼を妨げ、最終的に鎮火

窒息消火？ということでしょうか(^_^);

る装置
です。
及び維持に関する技術上の基準の一
ました。
tml
せられていきました。中でも№9の回
は、その趣旨ができるだけ明らかに
た。

「交流掲示板」

投稿例

ハンドルネーム「ハンター」さんが、情報を求めると…!?



複合用途防火対象物の設備算定について

投稿者：ハンター | 投稿日時：2017/02/14 10:03:13

たとえば、木造1000m²の防火対象物があり、500m²の店舗と500m²の飲食店であった場合は、各用途毎に設備算定をするとあるので、屋内消火栓は不要という考え方でよいでしょうか？ご教授お願いいたします。



返信者：め組の大吾郎

無窓階でなければ設置する必要はないです。



返信者：にこ253

令9が適用され消防用設備等の設置が必要なくなることから、条例というものがあり、東京では延べ面積1.000m²以上で屋内消火栓設備の設置義務があります。



返信者：ナベ

当市では付加条例にて内栓の設置を義務付けています。
「その他の防火対象物にあっては1,000平方メートル以上のもの」



め組の大吾郎さん、にこ253、ナベさんから情報が寄せられました。

回答ありがとうございました。

私の本部では条例にありませんので今後の検討にしていきたいと考えております。

「消防関連Q&A」

消防用設備等に関する質問や質問に対する回答を投稿するもの

消防用設備等に関する疑問を解決するツールとして利用します。

消防関連Q&A

質問する

ご利用にあたってよくある質問

ご利用ガイド

カテゴリー覧

全てを見る

防火管理者向け

消防設備点検事業者向け

消防職員向け

皆さん

カテゴリー覧

カテゴリー

フィルター ----- 並べ替え 最新の投稿

検索キーワード 検索

自火報感知器の設置不要場所について
質問者: だいすけ | 質問日時: 2016/10/06 18:50:03 | カテゴリー: 消防職員向け

病院の増築に伴う消防用設備等の設置単位について
質問者: TRIBE11 | 質問日時: 2016/09/21 09:47:34 | カテゴリー: 消防職員向け

Q 食品工場で特殊消火としてハロンを設置しています。この工場は食品製造の他に人工光型植物栽培で二酸化炭素を使用し植物の成長を促しています。この二酸化炭素のボンベをハロンのボンベ庫室内に併設できないか?との質疑を業者からいただきました。みなさまの消防ではどのような見解をしているか意見をお聞かせください。

A ガス系消火設備のガス貯蔵容器に関しては、令第16条(第17条)および規則第19条(第20条)にしたがって設置し、また他用途で使用されるガスボンベも高圧ガス保安法の規制のもとに設置されれば法令上特に問題があるものではありませんが、メンテナンス等で誤って消火用のガス容器を操作されることがないよう、十分な安全対策が施されている必要はあると考えます。

Q. 交流掲示板との違いは?

A. 回答期限を設けたり、質問投稿者がベストアンサーを選ぶことができます。

「消防関連Q&A」

投稿例

用途変更の特例に関する質問が「TRIBE11」さんから投稿されました。



スプリンクラー設備について

質問者 : TRIBE11 | 質問日時 : 2017/03/22 18:28:04

Q

令別表第一16項イの防火対象物（平屋建、延べ3300m²、用途:2項口900m²、4項1200m²、3項口1000m²、15項200m²、耐火建築物）が建築予定で、スプリンクラー設備が、消防法施行令第12条第1項第10号（令別表第一16項イ掲げる防火対象物で特定部分の床面積の合計が3000m²のものの階のうち、当該部分が存する階）の規定で設置義務になると思いますが屋内消火栓設備は設置義務となりません。

こうした時、消防法施行規則第13条第3項のヘッド免除部分にヘッドを設けなかつた場合、法的に屋内消火栓や補助散水栓でヘッド免除部分を警戒しなくていいのでしょうか？

ご回答よろしくお願いします。

併せて関係通知とかがありましたら教えていただければ幸いです。

この質問に対して...!?

「消防関連Q&A」

投稿例

「ガチンコ火の用心広報隊」さんの回答は...!?



回答者：ガチンコ火の用心広報隊

屋内消火栓の設置義務がなければ、ヘッド免除部分はそのままで問題ありません。通知でいえば、昭和52年1月27日消防予第12号などが参考になると思います。

A

蛇足かもしれません、ご質問のような防火対象物の場合、私の所属消防本部もそうですが、条例で屋内消火栓が設置義務となる場合が多いのではないでしょうか。

質問者(TRIBE11さん)より **御礼のコメントがありました。**

ガチンコ火の用心広報隊さま

回答ありがとうございます。

水道連結スプリンクラー設備が設置されている場合、私の所属消防本部では消防法施行規則第13条第3項9号の2号でヘッド免除の部分は、屋内消火栓の設置義務がないので屋内消火栓設備等で警戒されていませんが、質問のような場合でも消防法施行規則第13条第3項でヘッド免除の部分は、屋内消火栓設備の設置義務がなければ屋内消火栓設備等で警戒する必要は法的にはないですね。法の盲点みたいな気がします。

それを補うために条例で屋内消火栓が設置義務となってい自治体があるんですね。
私の所属消防本部では、条例で定められていないので他の自治体の条例を参考に指導していきたいと思います。

貴重な意見ありがとうございました。

通知を示した回答例がありましたが、この様な40年前の通知を検索してみると…

「通知・報告書等の閲覧」

通知(昭和38年～平成13年)を閲覧できます。

消防庁予防課が発出した古い通知を検索し、閲覧できます。

Q&Aで紹介された昭和52年7月14日 消防予第12号通知を探してみると...!!

「昭和52年1月27日
スプリンクラー」で検索

 法令・通知 報告書

ご利用にあたってよくある質問

ご利用ガイド

カテゴリー観

法令・通知

消防庁報告書

その他

並べ替え 日付(新着順) 検索

昭和52年1月27日 スプリント!

● 双方の既存建築物が地下連絡路で接続されている場合の別棟... 1977-01-27
消防予第12号昭和52年1月27日 各都道府県消防主管部長 殿 予防救急課長 双方の既存建築物が地下連絡路で接続されている場合の別棟としての取り扱いについて 問...

● 地下駅舎と建築物等が地下連絡路で接続されている場合の別... 1977-01-27
消防予第12号昭和52年1月27日 各都道府県消防主管部長 殿 予防救急課長 地下駅舎と建築物等が地下連絡路で接続されている場合の別棟としての取り扱いについて 問 「消防用設備等の設置単位について」（昭和50年3月5日付、消防安第26号）（以下「設置単位通達」という。）の運用について、地下駅舎と建築物等が地下連絡路（コンコースを含む。）を介して接続されている場合で、次の(1)又は(2)に適合するものについては別棟として取り扱つてよいか。(1)...

● 百貨店の衣料品売場は易燃性可燃物を収納する部分に該当するか 1977-01-27
消防予第12号昭和52年1月27日 各都道府県消防主管部長 殿 消防庁予防救急課長 百貨店の衣料品売場は易燃性可燃物を収納する部分に該当するか 問 百貨店における衣料品売場で、化織の衣類をハンガー等に吊り下げ展示している場合、又、寝具売場にウレタンフォームのマットレス等が展示されている場合、易燃性可燃物を収納する部分に該当するか。答 昭和50年6月16日付消防安第65号「消防法の一部を改正する法律等に関する疑義応答について」（消防庁安全救急課長通達）中、4、スプリンクラー設備関係問1の回答を参照されたい。

● スプリンクラーヘッドの設置が免除されている場合の適合基... 1977-01-27
消防予第12号昭和52年1月27日 各都道府県消防主管部長 殿 消防庁予防救急課長 スプリンクラーヘッドの設置が免除されている場合の適合基準について 問 規則第13条第2項第1号で、避難階段部分ではヘッドの設置が免除されているが、いつの時点の基準法に適合していればいいか。従前の基準法に適合しておればよいか。答...

● スプリンクラーヘッドの設置が免除された部分に屋内消火栓... 1977-01-27
消防予第12号昭和52年1月27日 各都道府県消防主管部長 殿 消防庁予防救急課長 スプリンクラーヘッドの設置が免除された部分に屋内消火栓設備の設置の可否について 問...

通知が見つかりました。

「通知・報告書等の閲覧」

消防庁や安全センター等で作成された報告書を閲覧できます。

消防庁や安全センター等で作成された報告書を閲覧できます。

「緩衝帯を有する接続部の評価方法」の報告書は…

報告書

法令・通知 報告書

ご利用にあたってよくある質問

ご利用ガイド

カテゴリ!

法令・通知

報告書

報告書

安全センター

ハロン(消防環境ネットワーク)

消防庁 (1975~2000年)

安全センター

緩衝帯を有する接続部の評価方法 2015.3

緩衝帯を有する接続部の評価方法 2015.3

近年の大規模・複雑化した建築物や地下街等と一体となった建築物は、昭和50年26号通知の「渡り廊下」等と見なされる施工方法とは異なる接続により駅舎などの既存建築物と一体をなす事案も散見される。この接続部により、火災時の影響が建築物相互に及ぼさないよう、「緩衝帯」という構成を設け、その構成を規定する「緩衝帯を有する接続部の評価方法」を策定しました。

緩衝帯を有する接続部の評価方法

PDF

消防庁 (1975~2000年)

1. 建築物の防火安全対策及び消防防災システムに関する調査研究
(受託研究)

1-1 建築物防災システムの研究報告書 1983(S58)

1-2 建築物総合防災システム研究報告書 1984(S59)～1986(S61)

1-2-1 建築物総合防災システム研究報告書 1984(S59)

1-2-2 建築物総合防災システム研究報告書 1985(S60)

1-2-3 建築物総合防災システム評価基準(案) 1986(S61)

1-3 複合用途防火対象物危険度評価基準(案) 1986(S61)

1-4 大規模建築物群等における防火安全対策報告書 1990(H2)～1992(H4)

昔の報告書も閲覧できます。

「月刊フェスク・様式DLコンテンツ」

PDF化された過去の月刊フェスクを閲覧ができます。

- ① 月刊フェスクの主な記事が閲覧できます。
- ② 点検結果報告書、点検票等の法令様式がダウンロードできます。
- ③ 消防法の普及啓発に用いるリーフレット等がダウンロードできます。



月刊フェスク

月刊フェスク 2017年07月号



月刊フェスク

月刊フェスク 2017年06月号

① フェスク

区分	様式	ファイル名
防火点検	様式1	防火対象物点検結果報告書
防火点検	様式2の1~5	防火対象物点検票（その1~5）
防火点検	様式2の6~8 ※	防火対象物点検票（その6~8）
防災管理点検	様式1	防災管理点検結果報告書
防災管理点検	様式2（その1~3）	防災管理点検票
表示マーク	様式1	表示マーク交付(更新)申請書
表示マーク	様式4	消防用設備等の点検・報告はあなたの義務です
表示マーク	様式6	消防法の改正

※「様式2の6~8」は、消防庁がひな型として作成したものであり、各消防本部により異なる場合があります。

② 様式

4.防火対象物点検・防災管理点検・表示マーク

③ リーフレット

リーフレットなどのダウンロード



万全



点検基準



改正



表示制度



ホテル・旅館等に対する「表示制度」



消防用設備等の点検・報告はあなたの義務です



消防法の改正



ホテル・旅館等に対する「表示制度」



点検基準



点検基準



消防法の改正



消防法の改正



消防法の改正



消防法の改正



消防法の改正

月刊フェスク
毎月第5営業日までに最新号を掲載

「広場からのお知らせ」

消防庁や消防用設備の時事的な情報が閲覧できます。

最新情報の発信（消防のうごき・消防用設備のうごき）

消防庁が開催する検討会・WG等の情報を発信するもの

平成 28 年 10 月 13 日

第1回 外国人来訪者等が利用する施設における避難誘導のあり方に関する検討部会 概要

事務局：消防庁予防課

「第3回 消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会」概要

平成 28 年 10 月 11 日に「第3回 消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会
事務局：消防庁予防課」が開催されました。

検討会

第4回 埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会

概要メモ

事務局：消防庁・国土交通省

1 日時

平成 29 年 6 月 21 日 (水) 14:00~15:30

2 場所

合同庁舎第 2 号館（総務省消防庁）地下 2 階講堂

3 開会

4 出席（敬称略）

座長：小林恭一（東京理科大学）

委員：関澤愛（東京理科大学）、辻本誠（東京理

オブザーバー：村上敏夫（日本物流団体連合会）

森川誠（不動産協会）

消防本部：柏木修一（東京消防庁）、梅崎龍三（

特定行政庁：野川達哉（埼玉県都市整備部）、青

5 座長挨拶

これまで 3 回の検討会で、火災の状況、防火シャッターの作動状況、消防活動などについて意見交換を行い、今後の対策等について検討してきた。第 4 回の検討会では、報

広場からのお知らせ

ご利用にあたってよくある質問

ご利用ガイド

アンケート

消防のうごき

消防用設備のうごき

重要事項一覧

ニュース一覧

消防のうごき

[第四回 埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会の傍聴について](#)

[第三回 埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会の傍聴について](#)

[第二回 埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会の傍聴について](#)

[第一回 埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた防火対策及び消防活動のあり方に関する検討会の傍聴について](#)

[ハロン消火剤と予防行政に関する研修会2016](#)

[最近における予防行政の動向について\(消防庁予防課\) \(2016/11/02\)](#)

[第1回 外国人来訪者等が利用する施設における避難誘導のあり方に関する検討部会 概要\(2016/10/14\)](#)

[第2回 外国人来訪者等が利用する施設における避難誘導のあり方に関する検討部会 概要\(2016/10/14\)](#)

事務局から負荷運転の目的、方法及び特徴について説明があり、負荷運転の頻度と、
日本内燃力発電設備協会が検討している分解整備点検について、今後検討することと

「広場からのお知らせ」

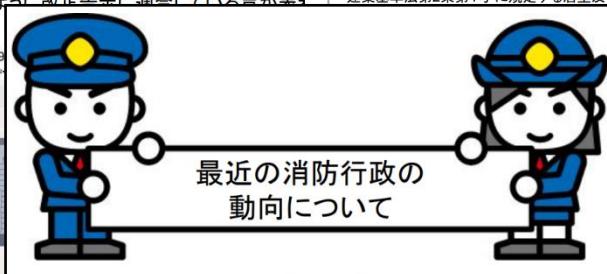
消防庁や消防用設備の時事的な情報を掲載

その他

講演会やセミナーなどに使用した配布資料を掲載

IP電話回線に対応した火災通報装置製品について

IP電話回線に対応可能な火災通報装置のうち、登録認定機関による認定從来の認定マークのほか、下記のように改正生産に適合している旨が主



点検報告の有資格者により点検を行う範囲について

- 点検有資格者でなくても点検可能と思料される消防用設備等について
(特定小規模施設用自動火災報知設備(無線方式))

(設置基準)
特定小規模施設(2項ニ、5項イ等の用途が存する防火対象物で延べ面積300m²未満のもの等)のうち、以下の部分に設置する。
・建築基準法第2条第4号に規定する居室及び床面積が2



民泊サービスにおける規制改革の概要II(規制改革実施計画:H28.6.2閣議決定)

民泊施設管理者

仲介事業者

配布資料

パッケージ型自動消火設備

【現状】

II型は防護面積13m²を16m²以上の消

【課題】

居室に小規模な収納設備が設置され、一の同時放射区域が13m²を超える場合など、II型を

【対応策】

居室部分が13m²以下で、下記条件を満たす場合は、収納設備にII型ではなく住宅用下方

平成29年11月

総務省消防庁 予防課 設備専門官
塩谷 壮史

最近の予防行政の動向 (消防用設備等に係る技術基準について)

総務省消防庁 予防課 設備係

1

民泊サービス制度のイメージ図

7

お問い合わせ窓口

一般財団法人日本消防設備安全センター

企画研究部 安野・佐藤

E-mail kikaku119@fesc.or.jp

電話 03-3501-7910

消防用設備等

II 経年劣化等に対応した点検方法等の検討

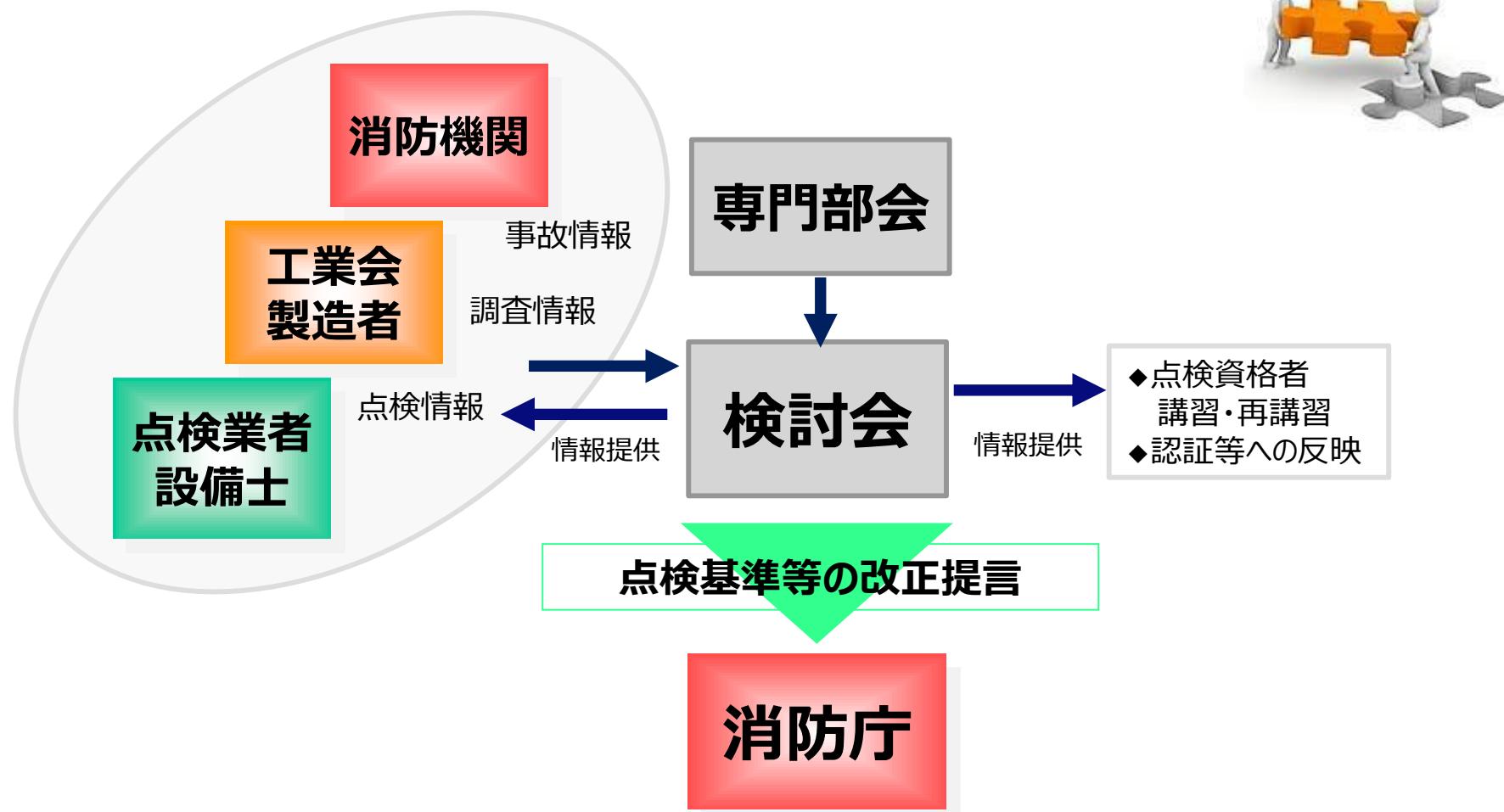




消防用設備等

経年劣化等に対応した点検方法等検討会の概要

検討会のイメージ図は





消防用設備等

経年劣化等検討会の検討結果（提言）

【検討事例 1】

事故発生日：平成22年9月

製品名等：移動式粉末消火設備の容器弁の不具合

事故発生都道府県：新潟県

検討内容：移動式粉末消火設備の加圧用ガス容器の容器弁が開放できないという事案が発生した。

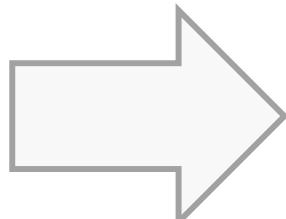
点検基準には、容器弁の開放が容易にできることを確認する点検項目がなく実施していなかった。

平成28年2月26日消防庁告示8号

「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件」を一部改正

平成28年3月31日消防予第104号予防課長通知

「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について」





消防用設備等 経年劣化等検討会の検討結果（提言）

【事例2】

- 検討資料**：救助袋帆布（試料63体）の引張強さ試験データ
対象製品：設置後一定期間経過している救助袋
検討内容：避難器具の告示基準(昭和57年6月1日)施行前の救助袋について引張強さ試験を実施したところ、経年劣化により70%に強度不足が判明した。

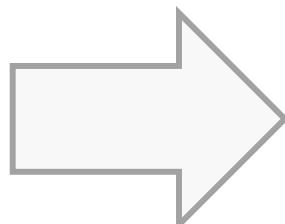
救助袋の利用者が降下中に本体布が破損する可能性が高いことなど適切な維持管理が望まれる。

平成28年3月31日消防予第99号予防課長通知

「避難器具(救助袋)の点検及び報告の実施に係る留意事項について」

平成28年5月17日文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課課長事務連絡

「学校施設における避難器具(救助袋)の点検及び報告の実施に係る留意事項について（周知）」



救助袋の改修状況（一般社団法人 全国避難設備工業会より情報提供）				
	垂直式	斜行式	ハッチ式	合計
2016年	754	258	57	1,069
2017年(1～5月)	219	168	35	422



消防用設備等

経年劣化等検討会の検討結果（提言）

【事例3】

- 検討資料 : 誘導灯の各部品についての経年劣化調査データ
対象製品 : 旧型誘導灯(3:1)及び高輝度誘導灯(1:1)
検討内容 : 旧型誘導灯の表示面の変色・黄変などによる輝度劣化への確認・判定方法として色見本の導入。高輝度誘導灯の自動点検機能による点検の合理化。

一定期間経過した誘導灯は、内部部品・プリン基板の絶縁劣化を確認するため絶縁抵抗測定の導入。
これら点検基準の改正を申し入れる。

平成29年3月31日消防予第80号予防課長通知

「消防用設備等の試験基準及び点検要領の一部改正について」

- ・高輝度誘導灯の自動点検機能による点検の合理化。
- ・誘導灯の蓄電池について製造年から一定期間、非常電源の機能点検を緩和。

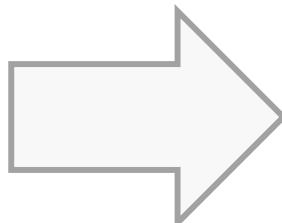


消防用設備等

経年劣化等検討会の検討結果（提言）

【事例4】

- 検討資料**：一般社団法人日本消火装置工業会は、泡消火設備の経年劣化対策としてサンプリング検査に着目し、これまでにメーカーにおいて検査されたデータを集計・分析した。
- 対象製品**：泡消火設備及び泡消火薬剤
- 検討内容**：泡消火薬剤の物性値から製造後10年を境として性能劣化することが確認された。
泡放射試験と同等の効果が認められるサンプリング検査を負担の大きい泡放射試験と選択できるようすべきとの意見が提案された。



消防庁予防課において検討中



消防用設備等

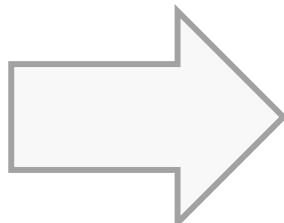
経年劣化等検討会の検討結果（提言）

【事例5】

検討資料：一般社団法人日本内燃力発電設備協会は、経年劣化調査事業の成果を基に、負荷運転に代わる新たな点検方法について情報提供された。

対象：自家発電設備の負荷運転

検討内容：分解整備等による新たな点検を行うことにより発電機能を維持できることがデータ等による分析から確認された。このことから負担の大きい負荷運転と新たな点検を選択できるようにすべきとの意見が提案された。



消防庁予防課において検討中



消防用設備等について、今後、予定される 経年劣化等に対応した点検方法等検討会

消防設備に関する専門部会について

- 日本消火装置工業会との連携
 - **加圧送水装置**の火災事例、破損事例について情報収集した調査結果
 - 防災製品PLセンター及び認定機関として経年劣化について **検討中**



etc.

お問い合わせ窓口

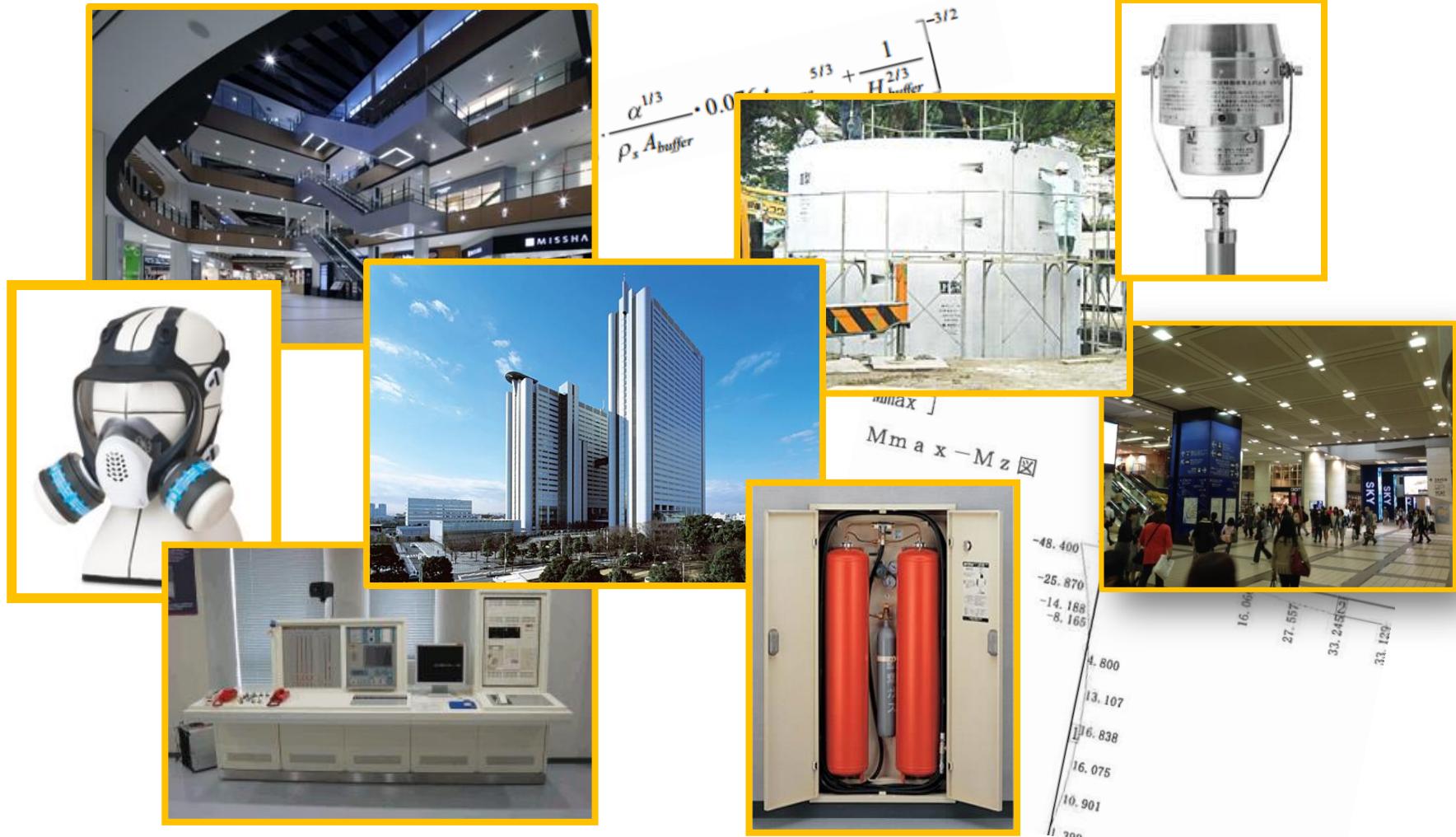
一般財団法人日本消防設備安全センター

企画研究部 平井・安野

東京都港区虎ノ門2-9-16 日本消防会館7階

電話 03-3501-7910

III. 認定・性能評定・防火水槽・評価等の認証業務



安全センターが行う認証業務について

安全センター技術部では、様々な消防防災製品やシステム等を認証しております。

(1) 登録認定

消防法施行規則31条の4の規定に基づく[登録認定機関](#)として、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が当該消防用設備等又はこれらの部分である機械器具に係る設備等技術基準の全部又は一部に適合していることの認定を行う。

消火設備(17品目)

- ・ 屋内消火栓及び連結送水管の放水口
- ・ 合成樹脂製の管及び管継手
- ・ 金属製管継手及びバルブ類
- ・ ポンプを用いる加圧送水装置
- ・ 圧力水槽方式の加圧送水装置
- ・ 加圧送水装置の制御盤
- ・ 不活性ガス消火設備等の噴射ヘッド
- ・ 不活性ガス消火設備等の音響警報装置
- ・ 不活性ガス消火設備等の容器弁等
- ・ 不活性ガス消火設備等の放出弁
- ・ 不活性ガス消火設備等の選択弁
- ・ 不活性ガス消火設備等の制御盤
- ・ 移動式の不活性ガス消火設備等のホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリール
- ・ 粉末消火設備の定圧作動装置
- ・ 開放型散水ヘッド
- ・ パッケージ型消火設備
- ・ パッケージ型自動消火設備(※平成28年より)

警報設備(1品目)

- ・ 火災通報装置

避難設備(5品目)

- ・ 避難はしご
- ・ 避難ロープ
- ・ すべり台
- ・ 救助袋
- ・ 中輝度蓄光式誘導標識及び高輝度蓄光式誘導標識

総合操作盤

お問い合わせ窓口

一般財団法人日本消防設備安全センター
技術部

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16
日本消防会館9階
電話 03-3501-7913

(2) 性能評定

学識経験者、消防機関及び関連工業会等で構成される「消防防災用設備機器性能評定委員会」において、[認定品目以外](#)の法令に技術基準に定めのない消防防災用設備機器・消防活動用資器材等の性能を評価する。

消火設備	消防活動用資器材
<ul style="list-style-type: none"> フォームヘッド 内燃機関を用いる加圧送水装置 不活性ガス消火設備の操作箱 住宅用自動消火装置 フード等用簡易自動消火装置 工作機械用自動消火装置 	<ul style="list-style-type: none"> シャッター等の水圧開放装置 圧縮空気泡放射システム
他	他
警報設備	防火材等
<ul style="list-style-type: none"> 緊急通報装置 非常通報装置 	<ul style="list-style-type: none"> 防火薬液 防火区画貫通配管等 排気ダクトに使用する断熱材
他	他
避難設備	試験装置
<ul style="list-style-type: none"> 火災避難用保護具等 避難用ろ過式呼吸保護具 	<ul style="list-style-type: none"> 消火設備用試験装置 警報設備用試験装置 避難設備用試験装置
他	他
可撓管継手	防火安全機器等
<ul style="list-style-type: none"> 危険物施設用可撓管継手 	<ul style="list-style-type: none"> 蓄光材等 非常開放面格子 出火防止装置
他	他

(3) 防火水槽

二次製品等防火水槽及び二次製品等耐震性貯水槽が[補助金交付要綱](#)等に定める規格に適合することを認証する。

二次製品等防火水槽等
<ul style="list-style-type: none"> 二次製品等防火水槽 FRP製二次製品防火水槽 二次製品等防火水槽地上設置型 二次製品等耐震性貯水槽 FRP製二次製品耐震性貯水槽 二次製品等耐震性貯水槽地上設置型

(3) 評価業務

① 特殊消防用設備等の性能評価

現行の消防法令で予想しない特殊な技術による消防防災システム、高度な消防防災システム等で、技術基準が定められていないものについて、消防法第17条の2に基づく「[登録検定機関](#)」として消防法第17条第3項に基づく総務大臣認定に係わる特殊消防用設備等の性能評価を行う。

⇒ 評価事例: 大空間自然排煙設備、NFシステム、複数の総合操作盤を用いた設備 他

② 防災設備システム評価

専門家により構成された「消防設備システム評価委員会」において、消防法第17条第3項に定める特殊消防用設備等として総務大臣認定を受けるものを除き、防火対象物に設置する消防設備システムについて、消防法令により義務づけられている[消防用設備等の基準による場合との同等性](#)の判定及び「総合消防防災システムガイドライン」への適合性評価を行う。

⇒ 評価事例: 緩衝帯を有する接続部、シネマ向け避難誘導システム 他

③ ガス系消火設備等評価

消防法令に基づいて義務づけられる消火設備の代替設備として設置されるガス系消火設備又は消防法令の適用を超えて設置されるガス系消火設備等について、[消防法令に規定する基準による場合と同等](#)の消火性能を有し、安全性が担保されていることの判定を行う。

その他推奨業務について

企画研究部では、様々な消防防災製品等を推奨しております。

推奨

消防防災分野において有効に活用できることが見込まれるもので、新たに考案され、若しくは改良開発されたもの、当該分野においての利便性、効率性又は安全性の向上に寄与するものであること等の一定の要件が満たされている製品の推奨を行う。

安全センターのホームページ、月刊フェスクにより全国の消防機関等に情報提供

安全センター推奨HP 

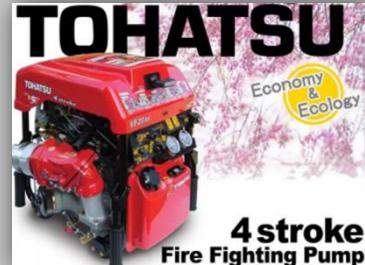


お問い合わせ窓口

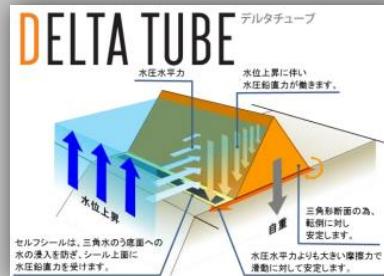
一般財団法人日本消防設備安全センター
企画研究部 平井・櫻井
〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16
日本消防会館7階
電話 03-3501-7910

推奨製品①

使用時の騒音及び燃料消費量の低減を図った可搬消防ポンプ
(2型式)



敷設等が簡便な三角水のう



戸建住宅等に消火・抑制を目的とした住宅用スプリンクラー設備(乾式)
3社3型式



震度センサー及び温度センサーを内蔵し、地震火災、
トラッキング火災を未然に防ぐ出火防止コンセト



製品下部を水分に浸すと化学反応により
LED が点灯する防災ライト



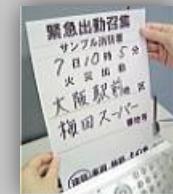
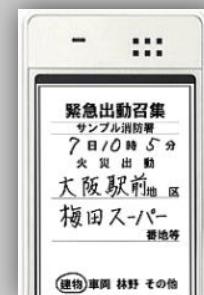
消防隊員用防護服の専用洗濯脱水機・乾燥機



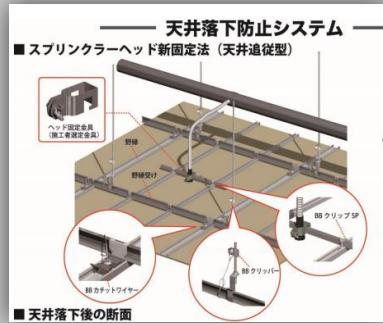
地震の揺れを感じたとき、自動的に充電したエネルギーで
LED を点灯する振動検知照明装置



FAXから消防署員・消防団員の携帯電話に、緊急招集や防災連絡・情
報をメール送信する防災情報一斉送信システムソフトウェア



地震動による天井落下を防止し、スプリングクラーヘッドの損傷・誤作動を防ぐことができる天井落下防止システム



帽子の先端部のLEDが点灯する防災用ハンズフリーLEDキャップ



トラッキング火災を未然に防ぐことができる出火防止コンセント



聴覚や言語の発声に障がいのある方が簡単な操作で119番通報を行うことができるNET119緊急通報システム



地震・火災などの災害時に歩行困難者を乗せ、通路・階段を安全に下降することができる非常用階段避難車



内閣府ガイドラインに基づく感震ブレーカー(簡易タイプ)
5社5型式



消防用巻出し管継手で優れた耐衝撃性・施工性を有した
ブレイド付巻出し管継手



ホースの内張りを平滑化し、放水時の圧力損失を低減させた
消防用ホース



逆浸透膜を利用した非常用浄水装置



店舗やマンション、地下鉄の出入口などに取けるワンタッチ防水シート



水を注ぐことで発電し、電力を供給できるマグネシウム空気電池



ガス系消火設備の防護区画の出入口に設置される放出表示灯



英語、その他の言語にもカスタム対応

IV.各種講習業務

可搬消防ポンプ等整備資格者
講習の手引
(新しく資格を取得される方用)

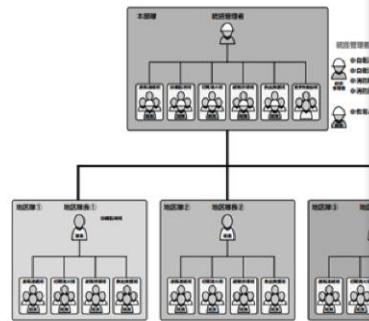
防災管理点検資格者
講習の手引
(新しく資格を取得される方用)

第1種・第2種
消防設備点検資格者
講習の手引
(新しく資格を取得される方用)

自衛消防業務新規講習
講習の手引
(新しく資格を取得される方用)

防火対象物点検資格者
講習の手引
(新しく資格を取得される方用)

一般財団



総務大臣登録講習機関
一般財団法人日本

消防庁長官登録講習機関
一般財団法人日本消防設備安全センター

総務大臣登録講習機関
一般財団法人日本消防設備安全センター

総務大臣登録講習機関
一般財団法人日本消防設備安全センター

安全センターが行う講習業務について

安全センター業務部では、消防防災関係資格者への講習をしております。

講習業務

消防設備点検資格者講習 (新規・再)

昭和49年6月、消防法が一部改正され、防火対象物における消防用設備等の点検報告制度が創設され、一定の防火対象物に設置されている消防用設備等の点検については、専門的な技術と知識を持った消防設備士又は消防設備点検資格者に行わせることとされた。
安全センターでは、総務大臣の登録講習機関として、第1種(主として機械系統の設備)、第2種(主として電気系統の設備)及び特種(特殊消防用設備等)の消防設備点検資格者講習を、昭和50年11月以降、全国各地で実施している。

防火対象物点検資格者 (新規・再)

平成14年4月に消防法の一部が改正され、一定の防火対象物については、消防法令及び火災予防等に係る専門的な知識を有する防火対象物点検資格者が、用途の実態や消防計画に基づく防火管理の実施状況等の火災予防に係る事項も含めて総合的に点検し、その結果を管理権原者が消防機関に報告することとなった。
安全センターでは、総務大臣の登録講習機関として、平成15年1月以降、全国各地で講習を実施している。

防災管理点検資格者 (新規・再)

平成19年6月に消防法の一部改正が行われ、一定の防火対象物については、消防計画その他防災管理上必要な業務に関する事項を定期的に防災管理点検資格者が点検し、その結果を管理権原者が消防機関に報告することとなった。
安全センターでは、総務大臣の登録講習機関として、平成21年4月以降、全国各地で講習を実施している。

自衛消防業務講習 (新規・再)

平成19年6月に消防法の一部が改正され、多数の者が利用する一定規模以上の防火対象物については、自衛消防組織を設置し、大規模地震に対する災害対応力の強化を図ることとされ、自衛消防業務講習制度が創設された。
安全センターでは、総務大臣の登録講習機関として、平成21年3月以降、全国各地で講習を実施している。

可搬消防ポンプ等整備資格者 (新規・特例・再)

可搬消防ポンプ、非常動力装置及び加圧送水装置等は、消防団、自主防災組織、防火対象物、危険物施設等において、初期消火のための重要な消防用設備等として設けられている。
安全センターでは、平成5年11月以降、当該ポンプ等の点検・整備について必要な知識及び技能を有する者を養成するための講習を自主的に行ってている。

講習業務に関する動きについて

現在、安全センター業務部では、**自衛消防業務再講習**時に行う**総合訓練の見直し**を検討しております。

具体的には、実災害に即した実施方法により近づけるため、**講習用資機材(タブレット端末)**の活用を中心に、シナリオ・図面等の再構築を検討しております。

検討結果を基に**総合訓練の改訂(案)**をまとめ、試行した後、平成31年度以降の再講習時に採用する予定しております。

☞ 「自衛消防業務再講習研究会」を設置

委 員：学識経験者、消防本部、関係団体(工業会・協会等)、講習事業者等

事 務 局：安全センター業務部

検討内容：現状の**総合訓練**を見直し、実災害に即した実施方法に近づけるための検討を行う。

現状把握に努めるため次の項目を実施

- ①「**自衛消防業務再講習**」及び「**大規模防火対象物**」の視察を実施
- ②**自衛消防業務**に関するアンケートを受講者に実施

備 考：法定講習であるため、消防庁が定める時間割や講習内容を遵守



お問い合わせ窓口

一般財団法人日本消防設備安全センター

業務部 講習課

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-9-16

日本消防会館7階

電話 03-3501-7912

V. 消防防災研究助成金交付事業



消火器
Fire extinguisher



火災報知機
automatic fire alarm system

消防防災研究助成金交付事業

■ 競争的研究等助成

応募されたテーマの中から、審査委員による技術的な観点を中心とした評価に基づいて決定する。

■ 助成金事業の対象

テーマ設定型

- ・住宅又は小規模社会福祉施設の防火に寄与する消防防災用設備等の機器に関するもの
- ・消防用設備等に係る点検の効率化等に資する技術に関するもの

テーマ自由型

消防防災用設備等の分野において有効活用できる機器で実用化できるもの

■ 助成金の額

平成30年度の助成額は次表の範囲以内とする。

テーマ設定型	900万円
テーマ自由型	600万円

消防防災研究助成金交付事業

■ 応募から交付まで

応募要領の公表



応募



審査委員会



交付決定



研究報告

- … ホームページ・消防交流広場・月刊フェスクに公表(3月号)
- … 申請書類を提出(4月頃)
- … 書類審査及びプレゼンテーション(5月頃)
- … 決定及び助成額の通知、助成金振込(5～6月頃)
- … 報告書の提出(年度末)

消防防災研究助成金交付事業

■ 平成29年度の交付事業

【テーマ設定型】

- ① 住宅又は小規模社会福祉施設の防火に寄与する消防防災用設備等の機器に関するもの

トヨー消火器工業
株式会社

高齢者にも使いやすい住宅向け
避難はしごの開発

- ② 消防用設備等に係る点検技術の開発に関するもの

一般社団法人
全国消防機器販売協会

「自動火災報知設備熱感知器用の
加熱試験器」の研究開発

一般社団法人
全国避難設備工業会

救助袋等の帆布点検に使用する
引張試験機の研究開発

一般社団法人
日本消防ポンプ協会

可搬消防ポンプの点検器具開発及び
点検教育の普及について

■ 平成28年度の交付事業



一般住宅に於ける火災予防
「自動消火システム」の開発



エアロゾル消火装置の消火性能と
適用用途に関する研究

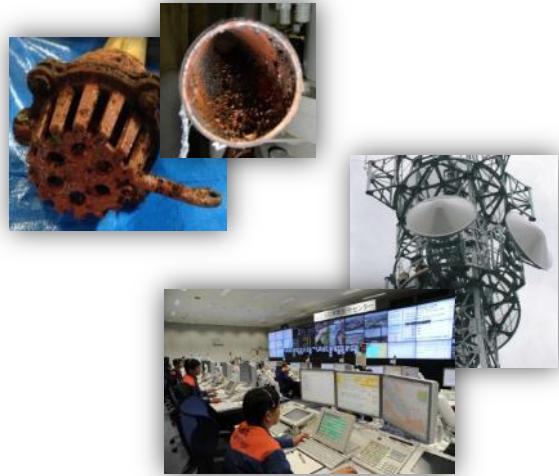


消火器使用法訓練装置
(システム)の研究開発



地下式消火栓と互換性のある
堅牢な装着具の開発研究

終



消防交流広場
Produced by FESC



今後も、安全センターの取り組みにご理解とご協力をお願い申し上げます。